

実践報告

社会的養育における自立支援と、回復に向けたケア実践

福本 啓介¹

【要旨】

筆者が社会的養育という領域に関わるようになって 20 数年、児童相談所の虐待対応件数は右肩上がりに増加をし続け、都市部の児童相談所の一時保護所はほとんど空きがない状態である。保護されている子どもは 10 代半ばから 10 代後半の年代が増加しており、彼ら彼女らは家庭や地域に居場所がなく、時には自ら助けを求め、時には学校や警察、地域からの通告を経て、児童相談所による公的支援や、さまざまな支援機関・団体による支援に繋がっている。本論文では、筆者がこれまで実践してきた社会的養育における自立支援と回復に向けたケアについて実践報告をすることで、さまざまな生きづらさを抱えるこども若者の自殺対策及び、日々の支援現場において心を尽くして目の前の一人一人と関わる支援者の皆さまに、わずかでも一筋のひかりが見出せたなら幸いに思う。

キーワード： 社会的養育、虐待を受けた子どもの回復、自立支援、相談支援、繋がり

1. はじめに

2024 年 11 月 27 日に開催された日本自殺総合対策学会の秋季講演会において、登壇の機会をいただいたことに関して心より御礼を申し上げたい。社会福祉領域のなかでは狭い領域の児童福祉、さらにニッチな分野において実践を行う社会的養育の自立支援にスポットライトを当てていただいたこと、またこのような実践報告をさせていただく機会を提供してくださった先生方、研究者、実践者の皆さまに心から感謝を述べたい。

まず自己紹介として、筆者自身の体験を一部自己開示して紹介をする。高卒後に仕事をしながら夜間の大学を経て教員、児童心理治療施設、そして現職と実践経験を重ねていくのだが、それよりも前の話を振り返ってみたい。筆者が子ども期を暮らした時代は、昭和 50 年代後半から平成初期であり、まさしくバブル期からバブル崩壊へ向か

うところであった。その時代を暮らしてきた世代は、いわゆる就職氷河期世代であるとか、またはロスジェネレーションなどと表される世代である。はたしてバブルがはじけて、外資系企業の幹部であった父はリストラを余儀なくされ、その後は職が不安定になり、母は働きにでかけて不在にすることが増えていった。もともと養育環境がそこまで穏やかだったわけではないが、よりいっそう家庭環境はクリティカルなものへと変化をしていった。子どもながらにこのことは誰にも言うてはいけなと感じた少年は、学校や友人の前では変わらずにふるまうのである。実際には何度か話してみたのだが、しんと静寂に包まれたり、おどろかれたり、心配されたり、先生からクラスみんなの前で話をさせられたりと、ああ自分は普通ではないのだと思うだけの経験を何度かしたこともあって、そういった話を自らすることはなく

¹ 社会福祉法人白十字会林間学校 あすなるサポートステーション所長

なり、口から出る言葉にはしっかり蓋をした。そして、さらにそういった場面を切り抜けるための作話をするようになっていったのである。その後も不安定な家庭状況は続き、経済的不安定、暴力、DV、虐待、アルコール、ギャンブル、ゴミ屋敷と挙げればおそらく何でもあった。夜中に近隣の住民から警察に通報されて、訪問してくれた優しいおまわりさんには自分は平気、大丈夫と伝える嘘つき少年になる。やがて思春期を迎え、自らの心身の症状や衝動的な行動に振り回される日々を迎える。学校では授業への参加態度が悪くなり、当時の教師からは暴力や暴言を受け、さらには机ごと廊下に出されるような問題少年へと変貌を遂げていく。幼少から悪くはなかった学問の成績は、気付けば中学生の時には下から数えたほうが早くなっていた。

自暴自棄になりつつあった少年が、どういうわけか回復への道のりをたどり、育ちなおし学びなおしを経て、やがて支援者という道に導かれる。そして今は支援現場を離れずに研究や活動にも力を注ぐようになった。もしも「あなたは今、いきいきと暮らせていますか」と聞かれたならば、もちろんだと心から言うことが出来そうである。

回復へのキーになったのは、すでに古くさくなった言葉かもしれないが、まさしく「縁」であった。言い換えればつまり、さまざまな人や物事との出会い、家庭以外のさまざまな人や場との繋がりであった。この世との縁を繋ぎとめていた、さまざまな物事や人やいくつかの言の葉を、今では安心のなかで自ら思いをめぐらせて語れるようになっていたこと、そして今度は筆者が、その「縁」を提供できるような存在でありたいと考えたことがきっかけになって、またさまざまなめぐり合わせにも恵まれて、青年は自らその一步を踏み出し、教員免許を取得することに力を注ぎ始めたのである。

本論文の執筆依頼をいただいたときに、筆者のこれまでの「社会的養育における自立支援と回復」という実践テーマと「自殺対策」がどのように関連づけられるのかを当初は見出せずにいたが、筆者自身の経験の開示をしたことで、「安心」「繋が

り」が共通のテーマであると気づきを得られたことをきっかけにして、本論文をまとめる。

2. 社会的養育の現状

筆者が実践を重ねている社会的養育（＝社会的養護）の現状について述べる。2025年1月こども家庭庁「社会的養育の推進に向けて」では、社会的養護の基本原則として児童福祉法の第1条「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」を示したうえで、社会的養護は、「保護者の適切な養育を受けられないこどもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの」としている¹⁾。

筆者が社会的養育のケア現場において実践を行っていた2006年から2021年の児童相談所の虐待対応件数を比較すると、約17倍に増加している。そして2021年の内訳によると207,660件の相談対応件数のうち、一時保護に至ったのが27,310件、施設等入所に至ったのが4,421件となっている。自治体（都道府県）に、家庭での養育が難しいと判断された場合は、家庭と同様の環境の里親家庭で暮らすか、児童養護施設等の施設で養育を受けることになる。2021年の時点で、家庭から離れて社会的養育のなかで暮らす子どもは41,869名となっている²⁾。2022年に児童福祉法が改正され、自立の年齢を18歳までとする年限が弾力化されたものの、各自治体では児童福祉を延長するための制度の活用や運用はまだ整備が進んでおらず、多くの子どもたちは18歳をひとつの区切りとして施設等を出て社会で生活を始めるのが現状である。また施設等で暮らしている子どもの実に6割以上が虐待環境の中で育てされており、本来は虐待による心身の傷が回復するまで引き続き支援を受けられることが望ましいはずであるが、現実には自立から最も遠い子どもから先に自立を余儀なくされているのである。

3. 虐待による影響と、回復と育ちの支援

虐待を受けて育つことが子どもに及ぼす影響として以下が挙げられる。まず身体的影響として低身長、低体重、外傷、後遺症等、つぎに心理的影響として安心感や信頼感の欠如、不信、恐怖、さらに基本的な生活習慣への影響として排泄や入浴の非自立、昼夜逆転、夜間徘徊、不安定な生活習慣を原因とした不登校等への影響、他にも心的外傷体験、分離不安、不適切な刺激への親和性等がある。虐待を受けて育った子どもたちは、虐待の被害を受けたという表現よりむしろ適切な言い換えをすれば、体や心の形を変化させて、虐待のある養育環境に適応して生き延びてきたのである。その回復への道のりは「育ちなおし」という視点でとらえる必要がある。命が保障され安心が確保され、先が見通せる日常の中で、信頼関係を構築した養育者と関わりを持ち、適切な支援や治療を受けながら³⁾、毎日を生きのびていくために身につけざるをえなかったころのありようを、一般的な社会につながるように成長・変容させていくことが求められる⁴⁾。これまで施設等の生活においては、回復に向けての支援だけでなく18歳を基準にして逆算するように、自立に向けた支援が実施されてきた。筆者は自立に向けて大切なこととしてまず「頼れるようになる」こと、それから「主体性の回復」を挙げている。何より子ども本人の主体性や意向を大切にしながら、本人の体験として根付くように、時に間違い、頼り、共に育ちあうようなトライアンドエラーを、安心感の中で繰り返す。くらしの中で、ゆるやかに、細く長く関わりつづけるなかで、何度でも繰り返すことが大切である⁵⁾。

4. あすなろサポートステーションの取り組み

あすなろサポートステーションは、神奈川県および相模原市から委託を受ける社会的養護自立支援拠点事業である。2014年に開所して(当時の根拠は退所児童等アフターケア事業)、これまで社会的養育のなかで育った子ども等の自立支援や退所後支援において、児童福祉法を根拠にさまざまな取り組みを実施している。そのなかの主な

役割としては、施設入所中や里親委託中からの子どもとの関係づくりと、退所後の施設等やさまざまな支援機関・団体との連携による支援である。姿勢として大切にしているのは、子ども本人を主体として、子ども本人が目指す自立を支援することである。2024年の改正児童福祉法施行に基づいて、あすなろサポートステーションだけでなく、全国各地に社会的養護自立支援拠点事業が設置され始めているところである⁶⁾。

(1) 18歳以降支援の分類とその担い手

社会的養育で育った子ども若者の18歳以降支援やケアを行うのは、社会的養護自立支援拠点事業だけではない。18歳以降支援・ケアの担い手は5つに分類することが出来る。まずは出身施設や里親家庭等によるケアが主軸となる。これまで養育してきた関係性がある中で実家機能のように引き続きケアを行うとともに、自立支援担当職員という専門職による支援を実施する。次にあすなろサポートステーションのような社会的養護自立支援拠点事業所や、各地にあるアフターケア事業所と呼ばれる支援団体による支援である。これらは、児童福祉法を根拠とする18歳以降支援に当たる。3つ目に挙げられるのがフォーマルな支援である。公的機関であったり、他の社会福祉領域や教育機関などによる支援である。社会的養育の利用経験を問わず18歳以降の支援を公的に実施している。そしてインフォーマルの支援である、知人、親類、職場、地域の方であるとか、場合によっては不動産事業者、大家さん等によるインフォーマルな支援の価値を忘れてはならない。最後の5つ目がピア関係による支援である。当事者同士が相互に繋がりあって支え合っていることを、私たち支援者はもうじゅうぶんに知っているはずである。支援者間のネットワークから漏れた当事者が、実はピア関係の中では繋がりを継続しており、元気に暮らしているという便りを耳にすることをしばしば経験しているのである。

つまり社会的養育領域における18歳以降支援は、私たちのようにそれに特化した役割の事業所だけでなく、いいということである。出身の施

設や里親家庭はもちろん、他の領域の支援者や専門家ではなくても、ボランティアさんでも、清掃や駐輪場のパートさんでも、民生委員さんや地域の方でも、友人や同僚や交際相手でもいい。まずはさまざまな頼り先を増やして、繋がりづくりをしていくことが大切である。

(2) MAPプログラム、予防的取り組みについて

18歳成人を迎える前から様々な繋がりをつくっておくための予防的な取り組みのひとつとして、私たちが7年にわたって実践している「MAP」というプログラムについて述べたい。MAPプログラムとは児童養護施設入所中から地域社会の中でさまざまな支援団体や場所に足を運んで、体験を通して繋がりづくりを行うプログラムである。近年さまざまな団体等により実施されている集団の自立セミナーや、個別に実施する自立に向けたプログラムも効果的な自立支援のひとつであると思われるが、このMAPプログラムでは体験を通して参加者それぞれの感じ方や、捉え方で「困ったときに頼れる地域のさまざまな資源、支援、制度」を知り、事前に顔を合わせて繋がっておくという経験が出来る内容となっている。自立に向けた基礎知識や一般常識を学ぶ講座も必要であることは間違いないのだが、その一方で地域に足を運んで地域社会をそれぞれの感じ方で体感しておくことも同時に必要ではないかと捉えている。プログラムのメインは、児童養護施設在園中の高校生の夏休みを利用して実施される社会体験ツアーである。ツアーはあすなろサポートステーションへの来所から始まる。あすなろサポートステーションスタッフによる「つまずきポイント講座」、弁護士による「18歳成人についての講座」、昼食では簡単なクッキングや片付けを行い、そこからは公共交通機関を利用して移動と訪問の連続である。市役所、病院、銀行、郵便局、ハローワーク、市社協、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）、居住支援法人等への訪問を行う、しかも18歳退所後の生活をそれぞれの場所でイメージしながら。そうやって1泊2日の中で実際に自ら足を運んで、出会って、話をして、地

域のいろんなところや人と繋がろうというのである。子どもだけでなく施設職員も一緒に地域の中での体験を通じて地域との繋がりをつくっていく、まさに地元づくりである。途中には豪華なディナーや一人一部屋のビジネスホテル宿泊などのお楽しみもあり、あつという間の1泊2日である。これに事前の職員向け研修や子ども向けの講座、社会体験ツアーの報告会も含めた一連のプログラムを「MAP」と称して実施して現在7年になる。プログラムづくりは市役所をはじめとした市町村単位の様々な支援機関、団体との顔の見える連携のなかで行われており、大切な地域連携となっている。さらに実際にMAPを体験した子どもが施設退所後にあすなろサポートステーションや市役所の生活困窮者自立支援の相談に繋がっていたり、CSWと良好な関係を築いてサポートを利用していること等から、その価値を実感しているところである⁷⁾。

(3) あすなろサポートステーションの相談支援

ここまで困る前に繋がりをつくっておくことによって、必要な時に相談しやすい関係を構築することの大切さを述べてきたが、加えて繋がりづくりのためにもうひとつ心がけておきたいことがある。実はあすなろサポートステーションのスタッフには決して使わない言葉がある。それは「困ったら相談してね」という実はありきたりな声掛けである。驚いた方がいらっしゃるかもしれないが、困ったら相談してねと伝えると、私たちの対象者はほとんど相談には繋がらない印象がある。その理由として考えられるのは「困った」の基準はこれまでの生い立ちや生活歴によってそれぞれであるということである。おそらく私たちが出会う対象者と、支援者の考える困り感の尺度が同じとは限らないのである。そのため私たちは「仕事を辞めなくなったら連絡してね」「夜眠れない時はメールくださいね」「役所や精神科通院に行く時はご一緒できるのでお声掛けくださいね」「時々LINEするからスタンプだけでも返してくださいね」などと、それぞれのお話を聞きながら、「どんな時に、誰に、どのように相談するのか」

を具体的に伝えている。

(4) 相談の傾向

あすなろサポートステーションの相談件数は開所から右肩上がりに増加しているところである。現在では年間のべ3,000名から4,000名で推移している。主な相談支援としては、日常生活の

維持に関するものが最も多く、次いで仕事、精神的不安、家計、居住といった種別に集中している。仕事に関しては就職というよりも、就労の継続や退職に関する相談が多くを占めている。その他に生き立ちのことや家族のこと、健康面など、相談内容は横断的である（図1）。

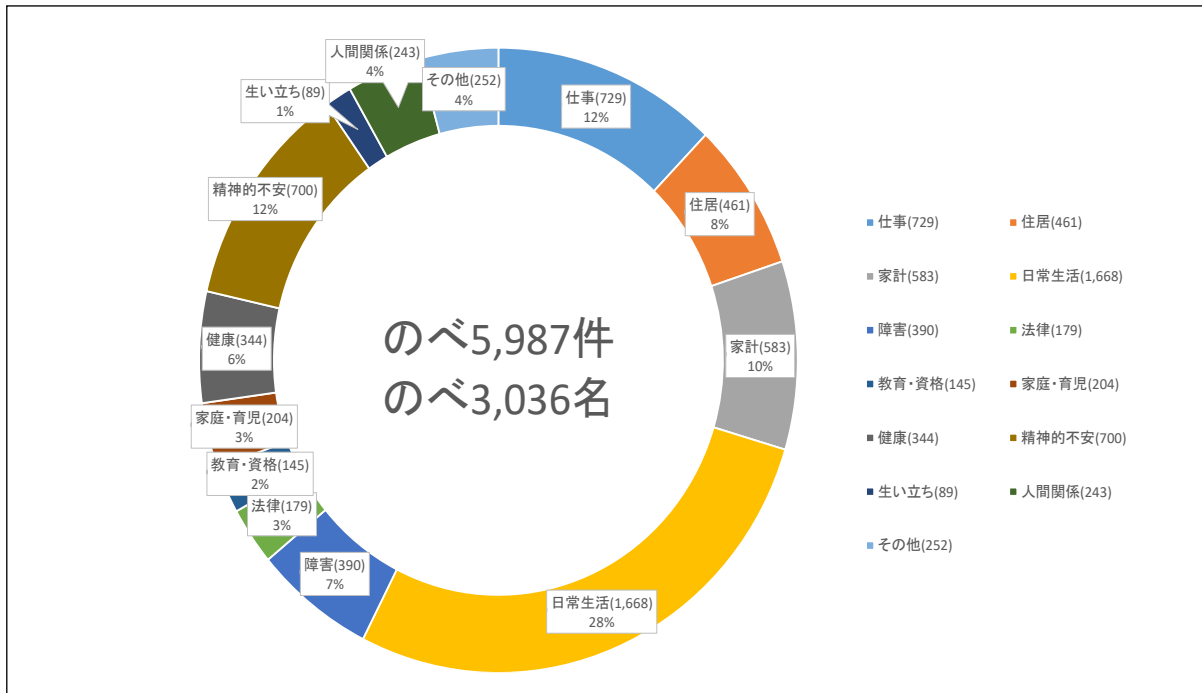


図1 2023年相談内容 (2024 あすなろサポートステーション事業報告書)

あすなろサポートステーションの10年の取り組みについて、相談者層の傾向とその変化を整理してみたい。まずはあすなろサポートステーション立ち上げ当所の2014年～2018年である。施設・里親以外の頼り先として活力のある対象者からの相談が多く寄せられた。例えば施設内での問題行動等による18歳未満の措置・委託解除者であったり、施設退所後に路上で生活をしていたり、知人宅を転々とする、住み込み就職先を離職する等のホームレス対応、さらには軽犯罪、半グレ、リスクの高い水商売、家出等のトラブル対応であった。

つづいて2018年～2021年になると相談者の層に変化がみられた。医療、障害福祉、精神保健領域との連携やコロナ禍対応、法律相談支援等が増

加した。これは2000年の児童虐待防止法制定以降に児童養護施設に入所した児童等の措置・委託が解除を迎えていることと関連付けられる。虐待、精神疾患、発達障害等の治療継続のための精神科への通院同行や、仕事が続かないことによる生活保護、障害サービス等の申請が支援の中心となってきた。またコロナ禍の影響による新たな年齢層からの相談も見られた。これまでは10代前半から後半から20代前半の対象者が中心であったが、コロナ禍の中で初回相談に訪れた対象者の多くが20代半ば以降の女性であった。元々サポート体制が足りていないうえに不安定な生活基盤であったところに、コロナ禍がひとつのきっかけとなって、困窮が表出したのではないかと。恐らくコロナ禍以外の他の要素であっても今回と同じよ

うに、施設退所者等の中でもとりわけ若年の女性は困窮に陥りやすいことが想定された機会となった⁸⁾。

さいごに 2021 年以降である。新たなニーズの対象者が増加していること、そしてその支援が長期化する傾向にある。新たなニーズとは、社会的養育のなかで 0 歳～もしくは幼児期から長く暮らしてきた対象者である。多くが児童相談所等による虐待の早期発見・介入・保護による施設等入所をした対象者である。その他に 10 代後半に保護されて施設入所したケース、家庭復帰後に家庭状況が変化したケース、また社会的養育を経験していないが、虐待等の影響により支援が必要なケース等の増加傾向がみられる。

年齢による相談傾向の変化についても整理したい。相談に繋がり始めの時期として最も多い 10 代後半から 20 代前半は、ソーシャルワークによる支援が中心となっている。訪問や同行などのアウトリーチ型支援等による安心安全の確保、生活の安定が最優先で、また他領域との連携を開始する時期でもある。つぎに 20 代前半から 20 代半ばの対象者については来所、通所面談による支援が中心となる。本人自身が困り感や必要性を感じて相談したいと発信して来所する、やがて生活が安定に向かい、さまざまな課題を解決していく時期である。さいごに 20 代半ばから 30 代前半である、相談相手よりも理解してもらえ相手との関係性を維持しながら、子育てや夫婦関係、生き立ちや人生についてといったライフステージの語りであったり、または孤独感の解消であったり、虐待の傷の回復のためのケアのために定期的に来所する。多くの対象者がすでに他の領域の支援や地域等に繋がっており、直接の支援の回数は減少している。しかし、私たちの対象者で自殺企図、自死が見られるのはこの時期となっている。生活が安定してきて地域の中で暮らす力を身に着けているが、そのぶんこれまでのように駆け抜けるだけでなく、時に立ち止まったり過去を振り返ったり、未来を見ようとするようになるのである。虐待による影響が回復していく時期でもあるが、同時に孤独感や寂しさを感じやすい時期でもある。

私たちの相談支援はソーシャルワークに始まり、面談による支援へと繋がり、そして繋がり維持と回復に向けたケアへと移行していくのである。

(5) 支援をしない場

あすなるサポートステーションの取り組みのなかで「支援をしない場」の実践として退所者交流があげられる。神奈川県藤沢市にある拠点、あすなるサポートステーションで行われている毎週土曜日の「食卓」と、海老名市内にある拠点「あすなる県央ランチ」にて毎週水曜日に行われている「すい一つ」が退所者相互の交流の場である。あすなるサポートステーションに関わる社会的養育経験者、もしくはその他虐待等を経験したことは、多様なニーズや個別の課題、背景がある。開所して 10 年あまり、退所者交流は支援者により環境調整がなされた構造的なかたちで運営されているが、支配的にならないように、かつ利用者が安心して参加できる場であるようにしたいという思いで、「ちょうどいい」を探す試行錯誤をしながら、安全・安心が保たれた「支援しない場」づくりを心がけている。参加する対象者の背景としては、精神科通院や服薬がある人が半数以上を占め、また精神科通院がなくとも自傷行為、摂食障害、トラウマなどによるパニック症状、依存症、不眠、不安、不定愁訴、軽犯罪歴等を抱えることも多く、年齢は 18 歳から 30 歳くらいまでが中心である。あすなるスタッフはその日その日の「ちょうどいい」を探して、話題や音や光や声や支援者の人数などを調整しながら、楽しくもつまらなくもない、でも振り返れば悪くなかったなというくらい場をつくる。家庭や施設・里親宅での生活等において、多くの刺激にさらされていた対象者にとって、支援をされていないなかで、ただ食べるだけの時間を過ごす、スタッフやボランティアが良好な関係である、そんな安心な場づくりをめざしているところである。

5. 18 歳以降、児童福祉を継続するなかで見えた価値と課題

自立と回復に向けた支援を 18 歳以降も継続することの価値と課題について、あすなろサポートステーションでは 2022 年に各施設等にアンケート調査を試みている。考察の中でその価値について以下の 3 つに整理している。まずひとつめは多様な自立に向けた安全基地が保障されることである。安定した住居や生活、経済基盤があることで安心を得ることができており、それによってさまざまなトライアンドエラーを繰り返し、結果として主体的な選択の中で自らの望む進路に繋がりを、またそれを継続することが出来ている。ふたつめは施設等の退所後も帰る場所があることである。もし困窮し疲弊した時に休息や立てなおし、やりなおしができる場所があることは家族を頼れない背景がある対象者にとって大きな存在である。さいごは、これらのことが公的に組織的に行われることである。これまではその多くが施設等もしくは支援者個々の自費、休日による自腹の支援であったために、それが公的かつ公費で職務として専門的に実施することが出来るようになったことは大きな変化であった。課題については以下の 4 つに整理をすることができる。①環境・組織の課題②本人が支援の継続を希望しない③対象者に公平に情報が伝わっていない④支援の格差、である。こういった課題を解決したうえで、本当に支援が必要な対象者に支援が届いているか、自治体ごと、施設ごと、支援者ごとのばらつきといった、受けられる支援の格差をなくして標準化をしていく工夫が求められる。ここまでアンケート調査をもとに価値と課題を整理してきたが、外部の支援団体の視点で対象者の変化を見ると、もっとも価値を感じられたのは、対象者が「語れるようになった」ことであった。支援計画作成の際には、必ず本人が参加して意向聴取を行っている。計画作成と進行のなかで、何度も何度も計画の変更、関わりを続けるうちに本人の語りや肩の力がちょうどよく抜けていき、表現が本人らしく豊かになっていく様子があった。本人を主体にこれまでの支援者と外部の支援者が連携して支援計画を繰り返し作成していくなかで、本人の主体性が回復してゆくきっかけとなってい

る。これも価値のひとつになっていると考えられる⁹⁾。

6. 大切にしている 10 のこと

以下には、筆者が現職での実践において大切にしている 10 のことを挙げた¹⁰⁾。

(1) 「困ったらおいでね」と言わない

前述した通りであるが、困り感の基準が同じではないことを意識する。必要な時につながるための予防的アプローチの大切さ、困ったらではなく具体の頼り方を伝える。

(2) アウトリーチ

同行、訪問、様子伺い、制度を届ける等による歩みよりの姿勢である。ただ外に出て支援するだけでなく、いつも気にかけているよというまなざしや声掛けを大切にしたい。

(3) 自立とはなにか

本人主体の多様な自立に向けた支援を行う。ひとつの参考として、筆者が座長を務めた神奈川県社会的養育推進計画改定の自立支援ワーキンググループにおいて検討された、社会的養育における自立の定義を紹介する。当事者、医療、福祉、企業、行政と様々な領域の有識者による議論を経て「心理的身体的に安全で安心な居場所が確保できていて、他の人とつながりながら自らの意思決定に基づき、社会の中で暮らすこと」と、まとめられている¹¹⁾。

(4) 「知らなかった」をなくす

非審判的であること、誰にでも情報を公平に伝えることで支援の格差をなくす。

(5) 支援者どうしが頼りあうことが必要

支援者支援の大切さ、研修だけでなく支援者のケアの場をつくる。トラウマの影響を多分に受けている対象者との関わりの日々のなかで、支援者もトラウマによるダメージをどうしても引き受けてしまう。支援者も脱力したり深呼吸したりす

る等の支援者が救われるような具体的な取り組みを行うことを大切にしている。

(6) 「なにもしないということをする」

支援の引き算をすることを常に意識する。支援をされていない状態で暮らせていることが対象者本人にとっての自己肯定感の獲得や、解決イメージに繋がっていくのである。

(7) 「解決志向アプローチ」による相談支援

面接の中で私たちは解決志向アプローチという技法を用いることがある。これは専門家の力で指導して対象者の問題を解決しようとするのではなく、本人が本来持っている力を引き出すような質問をすることによって解決後の未来を探るアプローチである。解決の専門家は、あくまで対象者本人であるという考え方のもと、対象者と支援者双方が肩の力が抜けて張りつめた空気からすこし解放されるのである。何が問題かという「どうして」にこだわることをやめて、「どうしようか」つまり何が解決かという将来に焦点を向けるほうが、ずっと対象者の可能性や力を信じて面接を進められるのである¹²⁾。

(8) 「トラウマインフォームドケア」自立支援と喪失体験

これまでの生い立ちによるトラウマにより、主体的な自立を目指す上で解離やフラッシュバックといったさまざまなトラウマ症状による不調が起きることもある。それは誰のせいでもなく、トラウマによるものかもしれないという視点を持つことである。対象者だけでなく支援者の安全性の確立を目指すことで、支援関係をよいものにするのである¹³⁾。

(9) 切れ目なく重なり合う

年齢や領域でぶつ切りにしないで、重なり合うのりしろを大切に支援を行うことである。18歳を迎えた対象者の抱えるニーズや課題に応じて各領域の創意工夫により自立支援が行われているが、こども若者の抱えるニーズや課題は広範

かつ複雑であり、一つの領域だけで対応することには限界がある。そもそも児童福祉、就労支援、就学支援、障害者支援、生活困窮、更生保護等それぞれの領域において必ずしも共通した認識や指標が持たれているわけではなく、各領域の相互理解が不十分なため連携には支障が生じている。まずは児童期から他領域へのゆるやかな移行を目指して、切れ目なく重なり合うことを一歩としていきたい¹⁴⁾。

(10) 支縁、ただありつづけるということ

たとえ回復や治療が進まない方でも、なかなか順調に次のステージに行けない方でも、繋がりにくさがある方でも、私たち支援者が何もできなかったとしても「私たちはいるよ」「聴くことができるよ」「あり続けるよ」ということを伝え続けるのをとても大事にしている。そういった存在の力で心の拠り所になる。支援とは援助の「支える」ではなく、この世との縁、人とのつながりという「ご縁」を支えていこうという思いが、この「支縁」という言葉に込められている。

7. 自傷や希死念慮のあるこども若者への言葉がけ

相談に訪れた、もしくは訪問先で出会った対象者の方は「死にたい」「消えたい」というような希死念慮を話されることがしばしばある。または過量服薬、自己切傷等の自傷行為があったことを教えてくれることがある。その背景には孤独や不安、自暴自棄な状態、セルフネグレクト状態、強く偏った依存状態、例えばアルコールや買い物、最近で言うと推し活、精神障害では摂食障害や鬱、または発達障害などが挙げられる。そういったさまざまな生きづらさを抱えながら「死にたい」という言葉を、きっと何らかの期待を込めて私たち支援者に伝えているのである。そういった場面に出会えたときに私たちがこんな言葉がけをしているという実践を参考までに一部紹介する。

まずは肯定も否定もしすぎないぐらいの「そうなんだね」という受け答えが、対象者にも支援者にもしんどくないと感じている。「あなたはそう

なんだね」「教えてくれてありがとう」というところから、安心感とつかず離れずの距離感のある関係づくりを始めていく。自傷の報告に対しては、内科医が風邪をひいた患者に話をするように「どれぐらい切ったか」「自分で手当てできそうか」「整形外科へ行くか」「切って楽になれたか」などと、淡々と聞く。私たちは何もできないかもしれないけれど、無力だけど話を聴くことが出来る存在であり、まずは受け止めることを大切に。やがて、そのなかで本人の希望や必要性に応じて、精神科通院や心理療法、精神保健領域、障害福祉領域等との連携ができることを伝える。もちろん緊急性のある場合は、迷わず対象者に入院することを提案することがあった。

フラッシュバック等のトラウマ症状や不安、恐怖、パニック等で硬直状態になり面談を終えられなくなってしまったときには「ここは安全だよ。あなたは無事だよ、ここにいるよ、大丈夫だよ」と、いまが安心な状態であるということ声をかけしながら、時には温かい飲み物を出したり、深呼吸やタッピングなどを用いたりしながら、やがて対象者が落ち着いていくという対応をしたこともあった。

また、まず私たち支援者が SOS を発信できる安心な存在であることを知ってもらうために「死にたいことを話しても、大丈夫な存在である」ことを伝えるようにしている。生きづらさを抱える子ども若者のなかには、話すことによって誰かに迷惑かけてしまったり、話すことによって環境や状況が変化してしまう、話すことによって目の前にいる大切な存在を傷つけてしまうかもしれない等、不安を感じていることがある。その時に「私は訓練を積んでいるから、話を聴いても問題ないし、私にはちゃんと相談できる人がいるから大丈夫だよ」と伝えている。そうして対象者本人が安心して話せる支援関係をつくるのが目的であり、人の繋がりを感ぜられる言葉に触れることで「大人もひとりではなく、繋がって支えあっているのだな、人と繋がることって悪くない」とわずかでも感じてもらいたいという、祈りでもある。

8. 支援者支援

どんなに力を尽くしても、心を尽くしても、届かないことがあるのがこの仕事である。無力感の中で、それでも新たな対象者との出会いはこれからも続くのである。分からないという状況を前にして、無力であることを否定せずに専門家としての領域を超え、人として支援者自身の人格を用いて、無力だからこそ寄り添える「ただ居る」というのが、さまざまな技術をそぎ落とした後になお残るケアの核心なのかもしれない¹⁵⁾。

だからこそ支援者自身が孤立状態に陥り、孤立と孤立の支援にならないことが大切である。対象者にも安心安全の感じられる繋がりが必要なように、支援者にも安心安全を感じられる繋がりや、トラウマのケア等の治療が必要である。タッピングであったり脱力だったり、呼吸法などのリラクゼーションも有効であるが、支援者がまず孤立しないこと、セルフケアだけでなく、チーム機能のケアも重要である。

また、支援者が分からないという状況のなかで安心して自由にしなやかな視点、発想を得るためには、「ゆらぐことができる力」を否定しない原則、価値観等の構造を備えておく必要がある¹⁶⁾。くわえて、筆者が実践を重ねる支援現場においては、以下の優先順位をひとつのスケール（尺度）として共有している。①自らの生命②クライアントの生命③権利擁護・法令遵守④法人理念や支援方針等の職務上のルール⑤具体の支援に関すること、というように大枠を定めている。あらゆる支援の万策が尽きて分からない状況、無力感により「ただあり続ける」日々のなかで、こういった原則や価値観が見える化・言語化された尺度が、支援者の安心感の確保に繋がっていくことを目指している。

9. まとめ、考察

本論文では、社会的養育における自立支援と回復へのケアの取り組みを中心に報告してきた。筆者は学識者でも研究者でもなく、今も変わらず支援現場でさまざまな生きづらさを抱えた子ども若者と関わるひとりの支援者である。さまざまな

領域で大変な状況や境遇を抱えたクライアントと関わる時、支援者のゆらぎや苦悩は、本当にはかりしれないものである。もしもこの拙い報告が、支援者ひとりひとりにわずかでも寄り添うことができ、安心感と勇気をもたらすものであったなら幸いに思う。

さまざまな出来事を受けて、昨今は標語のように「共に生きる」という言葉が、自治体や選挙等のポスター等のあちらこちらで見られるようになった。しかし「共に生きる」と、高いところから発信するだけでなく、こども若者にとって「この人と生きたい」と思える大人がいることこそ求められるものではないか。また「この人と一緒に生きたい」「この人が生きてい世界ならば生きてみたい」と、そう思えるような人に出会えるような社会であることが大切である。そのためには頼れる先や帰属先があるうちに、本人にとって死にたくなるくらい状況になる前に、共に生きる大人たちと出会うことができるような仕組みづくりこそ、いままさに取り組むべき喫緊の課題である。

私たちが社会的養育における自立支援や退所後ケア等で実施していることは、実は誰にでも必要な当たり前のことばかりである。しかしこれらの取り組みが、私たちの目の前の対象者だけでなく、さまざまな生きづらさを抱える多くのこども若者にとって必要な社会になってきているのを、日々のお会いのなかで感じている。私たちのようなニッチな領域の小さな支援現場が、わずかに規模や対象が拡充されるだけでなく、この社会がさまざまな生きづらさを抱えるこども若者に寛容でありますように。そして誰もが安心の中で育ちなおしと学びなおしのできる地域、まちでありますように。

「この子らを世の光に」¹⁷⁾

文献

1) こども家庭庁 2025年1月「社会的養育の推進に向けて」p.2

2) こども家庭庁 2025年1月「社会的養育の推進に向けて」p.6

3) 増沢高 2009年『虐待を受けた子どもの回復と育ちを支える援助』福村出版 pp.34-36

4) 檜原真也 2021年『子ども虐待と治療的養育』金剛出版 pp.179-182

5) あすなる連絡会・福本他 2021年『事例から学ぶ退所後ケアサポートガイド』p.45

6) 全国児童養護施設協議会 2024年季刊『児童養護』Vol.55 No.3 pp.20-22 福本レポート

7) 全国児童養護施設協議会 2023年季刊『児童養護』Vol.53 No.3 pp.17-18 福本レポート

8) あすなる連絡会・福本他 2020年 児童養護施設退所者等への「新型コロナウイルス対応を含む退所後支援等の調査」報告書

9) 日本子ども虐待防止学会ふくおか大会 2023年 企画シンポジウム 福本発表資料『アフターケア事業のこれまでとこれから～社会的養護自立支援事業の実践～』pp.28-30

10) 日本子ども虐待防止学会かがわ大会 2024年 公募シンポジウム 福本発表資料『児童福祉法改正による年限弾力化を受けて、こどものはぐくみを考える～制度の活用、その可能性と限界～』pp.27-28

11) 神奈川県 2024年 神奈川県社会的養育推進計画（改定素案）p.3

12) 解決のための面接研究会 2006年『対人援助のための面接法 解決志向アプローチへの招待』金剛出版 pp.13-14

13) 野坂祐子 2019年『トラウマインフォームドケア』日本評論社 pp.84-85

14) 安井飛鳥 2018年『子どもの虐待とネグレクト 第20巻 第2号』切れ目のない支援に向けて 日本子ども虐待防止学会 p.189

15) 村上靖彦 2021年『ケアとは何か 看護・福祉で大事なこと』中公新書 pp.185-188

16) 尾崎新 1999年『「ゆらぐ」ことのできる力』誠信書房 p.298

17) 糸賀一雄 2003年『この子らを世の光に 近江学園20年の願い』NHK出版

Practical Report

Supporting Independence in Foster Care and Practice of Care for Recovery

Keisuke Fukumoto

【Abstract】

For the past 20 years since I started working in the field of foster care, the number of cases of abuse handled by child consultation centers has been steadily increasing, and temporary shelters in urban child consultation centers are almost fully booked. The number of children in care is increasing from their mid-teens to late teens, and these children have no place in their families or communities. Sometimes they seek help on their own, and sometimes they are notified by their schools, police, or communities, leading to public support from child consultation centers or support from various support organizations and groups. In this paper, I will report on the independence support and care for recovery that I have been practicing in foster care. I would be happy if it provided even a small ray of hope for those who are working to prevent suicide among children and young people who have various difficulties in life, and to those who are doing their best to support each and every person in the field of daily support.

Keywords

foster care, recovery of abused children, independence support, consultation support, connection